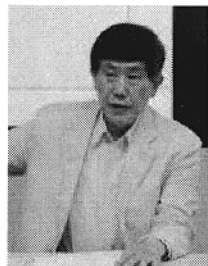


いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

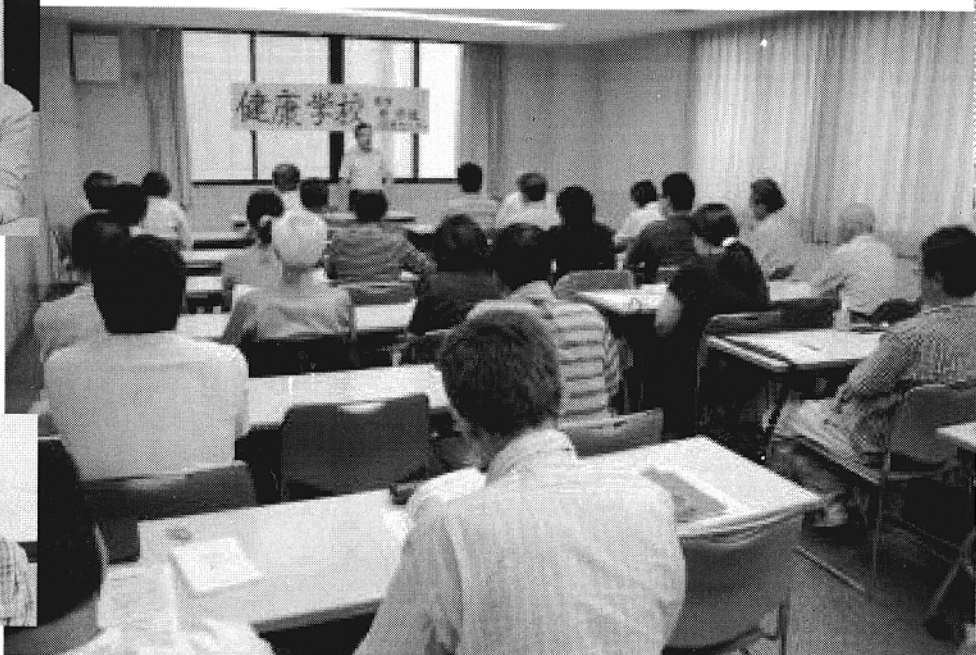
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>

佐木昭三さん



浅尾拓朗さん



樽井直樹さん



吉川正春さん

労働安全衛生教室 関心高く討論も

6月16日・30日(土)午後、「労働安全衛生教室」(愛労連・健康センター共催)が開かれ、二日間で74人が参加、来年も実施してほしいとのアンケートも寄せられました。

第1講座「労働安全衛生法ができた背景」は、佐々木愛知センター副理事長が、1960年代の重大事故との闘いや、愛知センター創設期にもふれながら労安法の至った経過を紹介されました。

第2講座「若もののメンタルヘルス」は、浅尾医師(北メンタルクリニック)が多くの事例を説明され、今の職場と社会は市場原理により心と体の健康破壊が進んでいる。「人を切り捨てないとりくみ」の重要性を訴えられました。

第3講座「人間らしい労働」は、樽井弁護士(東海労弁)が、厚生労働省の「ディセントワークとは、①就業、②労働、③生活、④平等な扱いを受けるといった願望が集大成されたもの」との見解は、実行すべきものを願望として遠く

に迫りやっていると厳しく批判、統計を使って貧困の実態をわかりやすく説明されました。

第4講座「職場の労働安全衛生法」は、吉川愛知センター事務局次長が、危険物(有害)、危険(有害)作業、作業場・事務所、管理体制、健康管理を名水労の経験をふまえて報告しました。

過労死家族の会から、居酒屋「和民」で働いていた娘さんを過労自死で亡くされた森さんが無念な心の内を語っていただきました。若い人には娘のような働き方はさせたくない、「和民」と交渉されています。

夫が会社社長の暴行とパワハラを受け自死された原田さんは、苦しい思い出をボツボツと語っていただきました。労災は認められたが、社長は謝罪さえしない。こんな会社を許しておくわけにはいかないと謝罪と損害賠償をもとめて裁判をおこしました。二人の報告は参加者の心をとらえました。＜次ページにアンケートを紹介＞

労働安全衛生学習会参加者アンケート

(参加者44人講師含む、回答数24人)
(参加者30人講師含む、回答数12人)

今日の労安教室は何で知ったか。

健康センターニュース	知人・友人	労働組合の通知	その他
9人 25%	1人 3%	22人 61%	3人 8%

講座1:労働安全衛生法ができた背景

よかった 16人(67%)	- 健康センターの歴史・運営が理解できた。 - 系統的な説明で理解。 - 歴史が理解しやすく聞けた。 1980年代初めに職場で多くの問題が発生していた。 - 歴史的観点からの視点。どうして労安法ができたかわかった。 - 論点がはっきりしてよい。 - 労働安全衛生法の精神がわかった。 - 労使協議するとき組合側から労働安全衛生レベルを示して協議することを学んだ。
まあまあ良かった7人(30%)	- もう少し具体例をあげるとよい。 - 労安法の基礎的な概要が理解できた。
よくなかった 0人(0%)	
参加者の質疑	職場の労働者の数と労働安全衛生委員会。少数職場での意見反映について

講座2:若者のメンタルヘルス

よかった 21人(88%)	「人を切り捨てない」組織づくりが大事だと改めて思いました。 - 自分自身にも考えさせられた。 - 具体的な話が聞けた。個人の問題でないことが強調されてよかった。 - 簡単にうつになってしまうので、ネットワークで乗り越えるようにしたい、労働組合の役割大切。 - 生々しい、問題の深さが真に迫っている。 - メンタルの背景と対処の基礎的な概要が理解できた。 - 事実を持つての説明で理解。 - 患者の実態が聞けてよかった。 - 具体的な講師の話。 - 具体的な内容と人のつながりの大切さ。 - 事例を知ることができた。今後対応法も検討したい。
まあまあ良かった3人(12%)	現役の医師による実践的な報告がありよくわかったし、今まで知らない指摘もあり勉強になった。大きな運動の柱は何なのか印象に残る話にならなかった。
よくなかった 0人(0%)	職場復帰の経験が聞けなかった。
参加者の質疑	- 主治医は「復職可」だが産業医が認めない。実質的に退職に追い込まれる。対応無いか。 「休職中」の試し出勤に加え、短時間勤務からの出勤制度をつくった。 - 休職すると周りの人が支えなければならない。復帰すればそのカバーでさらに大変になる。支える人への配慮は？ - メンタル患者は家族も大変。患者や家族が集まり悩みを共有し話しあう場はあるのか

講座3:人間らしい労働について

よかった6人50%	- 豊富なデーターによる解説。 - わかりやすい、熱意を感じた。 - テーマが体系的によくまとめられている。 - わかりやすかった。 - ディセントワークの考え方、こんなことを労働省が言っていることは驚き。(言っていることとやっていることが違いがありすぎる)
まあまあ良かった5人(42%)	
よくなかった 0人(0%)	

参加者の質疑	必要な教育を終えた若者が就職席ないのは個人の責任というよる国の責任損失でないか 福祉施設で働いているが非正規が6割いる。正規を勧めても転勤があると断られる。今現地勤務の 正規職員かを要求している。					
講座4：職場の労働安全衛生						
よかった 6人(50%)	・具体的で経験に基づいていていた。 ・事務所安全衛生基準を改めて学習する機会を得た。 ・具体的。 ・法の概要が理解できた。					
まあまあ良かった 4人(33%)						
よくなかった 1 人(8%)	資料と講義内容が多少リンクしていないように感じた。					
参加者の質疑	事務所衛生基準規則について再度認識を深めた。ビルで窓が開かない。空調設備があれば3ヶ月 に1回の検査でいいのか。 大企業の衛生管理システムは進んでいるが産業医がうつ病者などを管理し、復職が難しい。退職に 追い込まれるむ事例がある。					
運営について						
よい点	・内容はとても良い。 ・資料があつてよかった。 ・自由に発言できる雰囲気。中身が深まる。					
悪い点	・マイクが初めから必要だった。3 ・部屋が狭い。3 ・隣の会場の声が聞こえる改善を。 ・テーブルがあればよかった(2日目は会場が狭く椅子のみの席もあった)					
次回学習会について						
時期	平日の夜		土日の午前		土日の午後	
	4人	8%	7人	21%	21人	63%
内容	労働安全衛生法		メンタル		パワハラ	
	8人	17%	12人	25%	14人	42%
				13人	46%	
その他 2人(8%)		・労安活動のイロハ。 ・職場の取り組みを報告しあい、専門医が補助的に指導行う学習会はもてないか。 ・労安活動の進め方。基礎講座				
自由意見欄	一日目(労安法の背景、若者のメンタルヘルス) ・厳しい中でも努力しなければならない場合に、どのようなコミュニケーションが必要に なってくるのか。その実践などの到達点を聞きたい。 ・次世代の人が聞いてもらえるようにお知らせを強める必要がある。 ・ワタミの話は私の娘も一緒、労働者(組合)に働きかけ、だめならそのお父さんお母さん、 息子・娘を守りために労働条件改善に広げよう。 ・足場について(足場管理者と使用者の責任) ・職場のメンタルヘルスについての実態、人間のつながりを持つことによって道が開ける (組合の重要性)がわかってよかった。 ・私たちの要求は法的にも保障されているということがわかった。心強い。 ・パワハラの具体的な対処法を習いたい。 ・ワタミに対して(労働の実態を明らかにせよ。職者を遠いところにした理由。研修を昼間 やれば労働者がどうなるのか考えなかったのか。だれの責任か。組合はどうなっているの か。安全衛生委員会はこうなっているのか) 二日目(人間らしい労働、職場の労働安全衛生) ・大企業の産業医の実態がわかった。 ・もう少し自殺予防。パワハラについて話が聞けるとよかった。 ・パワハラ問題も、労働法を守るかも、職場の上下関係に大きく影響される。 ・今回は実際の例(労働組合活動)の成功事例を聞きたい。 ・来年度もぜひ開催を。 ・市役所内のパワハラも取り上げて。					

「過労死防止基本法」の制定に流れ

6月6日（水）第4回院内集会に258名参加

過去最大の参加者で国会議員20名、秘書を入れると約40名の参加でした。過労死遺族の発言がたくさんあり、事実に基づく発言には迫力がありました。最後に家族の会代表の寺西笑子さんから「法律の制定までがんばり抜きたい」との決意が表明され、満場の拍手で承認されました。

小宮山厚労省大臣と会見

—過労死防止基本法制定に見通し—

集会の途中、15分間、代表世話人らが小宮山洋子厚労大臣に実効性のある過労死防止対策や労災認定基準の改善などをまとめた要請書を手渡し、文書による回答をお願いした。

小宮山厚労大臣は「過労死に長く関心を持

ち、よく知っているつもりだ」「超党派で法案を提出すれば認められるだろう」との見通しを述べた。

会の代表が厚労大臣と直接会えたのは初めてである。22万の署名を背景に運動が前進していることを反映している。NHKの全国ニュースでも放映されました。



「人に優しい社会を」 院内集会に初めて参加して

関岡 恵美子



わたしの夫は、2010年（平成22）11月1日、月曜日の朝29年間勤めた会社の資材置き場で自死しました。48歳でした。労基署に労災申請しましたが認められず、再審査請求をこの4月に終えたところです。

今後、何が自分にできるのかと不安な思いでいた私に声をかけていただきました。

「過労死防止基本法の制定を願う集い」に参加させていただきました。

議員会館内の会場では、全国から弁護士・家族の会・ボランティアなど多くの方が参加され、その中からスピーチを通し遺族の方々の具体的な声を聞くことができました。どの方も何年たとうと未だに深い悲し

みの中にいて、亡くなった家族の思いにしっかりと寄り添い過労死、過労死自死をこれ以上増やしてはいけないという力強い心からのメッセージに涙が止まりませんでした。

また多くの国会議員の方々も会場まで足を運ばれており、寺西笑子代表世話人からも「大きな前進が、今形となってきた」とのお話からも「基本法の制定」に向かい大きな流れになっていることを感じる事ができた一日でした。実際に目の辺りにした署名用紙の数（21万5千人分）にもおどろかされました。

「過労死防止基本法」が一日も早く制定され、企業そして社会全体が利益追求ばかりでなく人に優しく、そして人を思いやれる大人の社会に成っていくことが、今後もっとも大切なことでないかと感じました。

—お父さん 家族一致団結 ずっと一緒だよ—

小出労災認定裁判勝利報告集会が盛大に行われる

6月9日〔土〕13時30分から労働会館東館ホールで136名の参加で盛大に行われました。参加者には原告手作りのプログラムと180ページの「小出堯ソフトバンク労災認定裁判勝利報告集」が配られました。

第一部は、岩井弁護士から小出判決の要旨について解説があり、小出堯さんがうつ病を発症した時は業務がいそがしかったこと、その後も病気はつづいていて、完治していなかったこと、佐屋に転勤させられたことは、大きな負担で、パワハラに該当するなど、3つの争点すべてに原告の主張が取り入れられた完全な勝利であったことが報告されました。つづいて伊藤朝日太郎・伊藤大介・田巻紘子弁護士から、この裁判のおもいについて報告がありました。田巻弁護士は長女と生まれたばかりの長男をつれての参加でした。4人の弁護士に小出典子さんの4人のお孫さんからお礼の花束がおくられ、典子さんには過労死家族の会の参加者と守山の卓球の仲間から花束が贈られました。愛労連の樽松議長・愛知争議団議長の黒島英和・国民救援会事務局長の竹崎義久・愛知健康センター事務局長の鈴木明男、名古屋過労死家族の会代表の鈴木美穂さんから祝辞がありました。

ついで小出裁判の3人の原告からお礼の言葉がありました。高見一七子さんは、この日に間に合わせてつくられた、勝利報告集の編集の苦労をかたられ、小出孝典さんからは「家族で団結していけ」とのお父さんの遺訓を守って家族でがんばってきたことが話されました。最後に富山さんから小出さんを支援する会の会計報告があり、支援する会会長、渡辺三千夫さんから、たくさんの方の支援者の力で勝利にたどりついたこと、今日でもって「支援する会を解散すること」が報告され、了承されました。その後、6つのグループに分かれて賑やかに記念写真を撮りました。写真は山盛富高さん



労災認定に導いた方たち

が腕を振るってくれました。

第二部は植木日出男さんと鈴木美穂さんの司会ですすめられ、小学5年生の高見真智人君のピアノ演奏2曲と今枝正昭さんのチェロとの合奏でトロイメライが演奏され、満場の拍手を受けました。愛知国民救援会会長の阪本貞一さんの乾杯で会食に入りました。

会食の途中、全国過労死家族の会代表の寺西笑子・支援する会の副会長をつとめた鬼頭昌俊さんと若見叔孝さん・過労死家族の会のみなさん・現在、係争中の仲間など、大勢がスピーチしました。

これまで長い間、支援する会を支えてきた事務局員に小出典子さんからきれいな花束が贈られました。小出典子さんはこれまでの支援へのお礼とともに、今後は過労死防止のために奮闘する決意が述べられました。最後に鬼頭昌俊さんの閉会のあいさつで賑やかに楽しい勝利報告集会が無事閉められました。この祝賀会に現在闘っている仲間からワイン10本が寄贈されました。

同じ会場で午後6時から一時間、大家信義さんの名司会で、二次会がひらかれ、発言のできなかった人を中心に肩のこらない発言が続きました。三次会も25名の参加で3時間のカラオケの熱唱が金山の夜に響きました。
(文責 宮崎脩一)

豊川市市長への申し入れと回答

- 1 堀照伸さんの死亡を悼み、堀照伸さんの死亡が公務に起因することについて職員に周知する措置をとって下さい。

平成24年4月2日、人事異動直後の部長会議において、市長名により、ご要望の内容を含んだ文書「適切な職場運営の遵守について(通知)」(別途)を配布するとともに、各所属長を通して職場に徹底するように働きかけを行いました。

- 2 堀照伸さんの死亡は、公務に起因するものであり、職に殉じる死亡です。こうした場合に、見舞金や退職金の上乗せの制度をもっている地方公共団体があります。豊川市がこうした制度を持っていないとすれば、制度の新設を検討して、適用していただくようお願いします。

公務災害を受けた職員に対する見舞金制度については、法定外の給付となることから、昨今の情勢において制度創設は非常に難しいものと考えています。しかしながら、豊川市としましては、公務に起因して亡くなられたことを考慮し、見舞金の支給を検討しています。後日、その結果をお示しいと考えています。

- 3 堀照伸さんの死亡は、公務に起因すると認定された判決が確定したことにもない、退職・死亡に関する事務手続の変更などがあると思いますので、対応をお願いします。

(省略)

- 4 堀照伸さんの上司だった部長による職員に対するパワー・ハラスメントについては、当時の職員に広く知られているものでした。判決が確定したこの機会に、パワー・ハラスメントの禁止を徹底し、市長が率先して再発防止のための決意を表明して下さい。

5月上旬の定例記者会見において、市長から再発防止の決意を述べるとともに、施策の方針(5~7の答えに詳細を記しました。)を示したいと考えています。その内容は「広報とよかわ」およびホームページに掲載して、対外的にも周知します。

- 5 豊川市役所における、職員に対するパワー・ハラスメントに関する教育・指導を強めて下さい。具体的には、パワー・ハラスメントを防止するマニュアルの徹底、全職員を対象とした労働安全衛生に関する研修制度の確立、職員による意見・提案箱の設置、職場労働安全衛生委員会の充実などの施策の実効的な実施が必要だと考えます。

今回の件を契機として、「パワー・ハラスメントの防止に関する基本方針」を作成したいと考えています。そして管理職員全員を対象とした「パワー・ハラスメントの防止に関する基本方針」の研修会を開くことを考えています。また、「豊川市OJT推進マニュアル」のパワー・ハラスメントに関する部分を改訂して、より詳細にし、毎年度、管理職員に配布することを考えています。さらに安全衛生委員会において、議題として取り上げ、本市の職場において、パワー・ハラスメントの防止はもちろんのこと、健康な心で働き続けるためにどのようなことが有効的であるか検討し、ご指摘の手法も参考にしながら施策を決定し、展開していきたいと考えています。

- 6 堀照伸さんの事件を忘れないため命日をパワー・ハラスメント防止の日にするなどの施策を考えて下さい。

ハラスメントの防止については繰り返し繰り返し周知していかないと実効性がないと考えています。そのため、例年、堀照伸さんの命日を含む2週間を、パワー・ハラスメント防止週間とし、啓発と、防止に関する基本方針のチェックリストによる再確認などを実施していきます。

- 7 豊川市役所の職場の人間関係を和やかにし、互いに助け合い、自由に意見を言える雰囲気職場にするように指導して下さい。こうした取り組みが、自殺を少なくする上でも大切だと考えます。

ご要望の通りでなくてはならないと考えています。現在、人材育成基本方針を改訂作業中ですが、職員間のコミュニケーションをさらに高めていくため、職員が意欲的に仕事に取り組める職場環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進、情報の共有化、ハラスメントの防止などを実施していく方法で作業を進めています。

お父さん無念を晴らしたよ

豊川市職員堀照伸さん公務災害勝利報告集会

5月28日（土）、豊橋市00ホテルで勝利報告集会がおこなわれました。地元の支援する皆さん・団体、同窓会、豊川市職労や市会議員さん、遠方の名古屋からは愛労連榑松議長はじめ、国民救援会、愛知争議団、健康センターから代表が参加しました。

過労死家族の会からは鈴木さん、内野さん、小池さん、小出さん、杉林さん、伊藤さんが参加し、鈴木代表のあいさつに続き、岐阜市役所で過労自死した夫の認定請求をすすめている伊藤さんからお祝いの花束が堀さんに贈られました。

集会では岩井弁護士、から経過報告がされました。岡本弁護士は思いがけない地裁の判決で、「眠れない。無念」の遺書が、「眠れないことが無念なのだ」と判定されたことに怒り発奮して頑張ったことなどが報告されました。

関係する方の報告とあいさつの中で、豊川市役所への謝罪と改善要求の申し入れに回答があったことが報告されました。不幸なできごとを反省し、豊川市長が堀さん宅を訪れ仏壇に手を合わせたこと。再発させ



支援する会事務局 左から吉川、杉本、鈴木、堀さん、羽鎌田、熊谷、中野、宮崎のみなさん

ないための対策をとるとし、パワハラ防止の基本方針を策定することなどに加え、堀さんの命日に2週間のパワハラ防止週間を設け豊川市を挙げて取り組むことが回答されました。健康センターの宮崎さんからは「他市に先んじたこの回答をどう生かすかが課題だ」として労働組合の奮闘を期待する発言もありました。

堀さんから「二度と主人のように仕事で命を落とすことのない『過労死』を許さない職場、楽しく働くことができる職場を願いここまでできました」と支援していただいたみなさへのお礼の言葉で幕を閉じました。

（文責 吉川正春）

第22期

愛知働くもののいのちと健康を守る総会

と き 2012年8月25日（土） 午後1時30分
ところ 労働会館2階会議室

記念講演

山田昭男氏

（日本一社員を大事にする会社 「未来工業」創設者）

総会は午後3時30分から

参加要請

- ・団体会員は複数以上でお願いします。
（大きな団体・組織は応じて増員してください）
- ・個人会員全てに参加資格があります。ご参加下さい



6月1日（金）おいしくいただきました
（顔が小さくてごめんなさい）

居酒屋健康センター

次回開催は9月7日（金）です。
女将美穂さんの手料理が大変好評です。ご賞味あれ！

最高裁に届けよう倉田さん一家の願いを

刈谷市美術館倉田康弘さんの「公務災害認定を求める会」第9回総会開かれる



昨年の11月、思いもよらない「控訴棄却」の非情な判決を受けて、気持ちを整理できず人と話すのも大変だった倉田さんが、6月24日(日)、刈谷市文化センターで開かれた総会に参加し、前向きにすすむ姿を明らかにされました。

家族の会代表(鈴木さんはお岡山の裁判支援で不在)をして支援あいさつにたった小出さんは、「判決以来、倉田さんの心情を想いはかるとつらくて声もかけられなかった。久しぶりに顔を合わせることができた。最高裁をたたかうという大変な決断をされた。私たちも心から支援していく」決意を表明されました。自治労連、国民救援会、愛知争議団、健康センターの代表にも連帯あいさつをいただきました。

総会に先立ちトヨタ歌う会の皆さんが、倉田さんの歩みをうたった創作曲「この道」を披露され、この点からも支援を広げられています。

総会は、経過報告と活動方針案、決算と予算案が報告され、「最高裁へ向けた運動は幅広く多面的に。上申書運動も取り組んだら」との意見も寄せられました。全員の拍手で決定し、従来不在できた会長など新役員の提案がされ、会長：築瀬(西尾市職)、副会長：山本(市会議員)・藤山(救援会)、事務局長：吉川(健康センター)、事務局次長：柳(自治労連)、会計：岩瀬(民商)などを確認しました。

第2部記念講演は福井弁護士が「最高裁に向けて」として、上告受理申立をしている。大変厳しいが、受理されて初めて最高裁の審理が始まる。みなさんの声を大きくして実現しよう。弁護団も力を合わせて取り組むと決意を表明されました。

総会参加者は60人で、多くの方が新年度会費を納めていただきました。

「求める会」ではこれまでに倉田さんの最高裁を闘う「リーフレット」を5000部印刷し、署名とともに運動を全国に広げ(6月27日、全労連、国民救援会、いの健全国センターなど8団体に倉田さんが直接要請しました)、毎月の最高裁への要請行動に参加することを決めました。(4月：平野、5月：吉川、6月：倉田、藤山、7月：山本。8月以降は順次決めていきます。要請行動は最高裁前での宣伝活動、署名提出、本人の上申行動など)

弁護団は上告受理申立書に続き、補充書その1(安全配慮具無違反はないとしたのは労働安全衛生法に違反している)とする。補充書その2(時間外勤務の認定は経験則違反)を最高裁に提出し、今後も順次提出していく予定です。



第9回総会60人が参加し、最高裁をたたかう意思統一をした

「報告集に涙」 沖縄からマツヤデンキ元社員の手紙が届く

初めてお便りします。「小池勝則さん過労死裁判勝訴報告書」を読ませていただきました。涙があふれました。

私は元マツヤデンキの社員です。埼玉の川口店で現地採用され転勤で愛知県の安城店と猪子石支店で勤務した後、仕事のストレスから2000年にうつ病になり、名古屋の中部労災病院に1ヶ月月入院し、その後しばらく休職しましたが、復職しませんでした。

当時のマツヤデンキは本当に激務でした。大型の豊川店ならもっと大変と聞きました。大府市にあった寮にいましたが、仕事が終われば帰宅してすぐ寝る毎日でした。20代の私でもこのような状況でしたから、小池さんにはもっとつらかったことだと思います。ノルマも厳しかった。どれだけ店長や店長代理に呼び出されたことだったか・

。。。営業時間が1時間延びたことも、本当につらかった。昼休みなんてありませんでしたから。

証人尋問の鈴木孝史君は、私が安城店にいたとき新入社員で入社した彼だと思えます。ずいぶん苦楽をともにしました。

私はマツヤデンキで働いた当時のことはあまり思い出したくありません。でも、月日が流れ、昨年転職した沖縄の法律事務所で小池さんのことを知ることになり、何か縁を感じました。御家族の方、そして拓馬君にとって裁判は長くつらい日々だったと思います。私は何もできませんでした。ごめんなさい。失われた命は戻りませんが、再びこのような悲劇が起きないことを祈りたいと思います。

国民救援会沖縄県本部事務局 小林拓也

支援する会から小池さん、堀さん、小出さんの報告集が発行されました。

小池勝則さん過労死裁判勝訴報告集

最高裁も認めた「本人基準」

～マツヤデンキ・心臓機能障がい者の労災認定を求めて～



小池さんの労災認定裁判を支援する会

お父さん 無念を晴らしたよ!

豊川市職員 堀照伸さんの
過労・パワハラ・うつ病・自死の公務上災害が確定しました。



全国の皆さま、ご支援ありがとうございました。
経過をパンフレットにまとめ、お礼の報告とさせていただきます。

豊川市職員堀照伸さんの公務災害認定を支援する会
愛知11のちと健康を守るセンター 〒456-0006 名古屋市中村区(大須) Tel.052-883-6965
事務局 国民救援会東三河支部 〒441-8156 豊橋市高師町四丁目60-3 Tel.0532-45-1005

お父さん 家族一致団結 ずっと一緒だよ



小出 勇 ソフトバンクモバイル労災認定裁判 勝利報告集

健康で働き続ける社会のために いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。(順不同)

公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目していることが伝わるように、あなたも傍聴に参加してください。署名にご協力ください。

倉田裁判—最高裁

(刈谷市職員過労死の公災認定を求める訴訟)

6月24日(日)第9回総会を開く。60人の参加で最高裁に向けたたたかいを意思統一。6月27日倉田さん自身が最高裁要請行動に参加、本人陳述を行った。リーフレット、署名で各団体要請中。

鳥居裁判—地裁

(豊橋教員部活動中に倒れ、公災認定を求める)

7月13日、結審か?、最終版に向けて上申書提出運動に取り組んでいる。

吉田裁判—地裁

(アイシン労働者腱鞘炎で労災裁判、私傷病解雇)

6月12日(火)裁判で、被告・国は宇土医師の意見書に反論を表明。次回は8月21日(火)11時から。労災認定裁判と提訴した解雇撤回裁判を同時並行的に行うことになった。

過労死防止基本法に思いを込めて

前略

署名活動、誠にご苦勞様です。

私は愛高教退職者会の会員ですから、会報に同封されてきた署名用紙を拝見し

他人事とは思えず、用紙を増刷して知人の方に協力して頂きましたので、送らせて頂きます。

実は私の娘も東京で専門学校卒業後、就職しましたが、長時間労働のため激やせをし、故郷に帰らせたところでした。もしあの時、私

原田パワハラ自死事件—地裁

労働局が不支給を取り消し、支給が決定

7月4日、損害賠償裁判の初公判、原告原田さんの意見陳述が行われた。被告は全面的に争うことを表明。裁判長から具体的な行為(原田さんが仕事ができない、社長の暴力も偶発的など)の主張を具体的にすることを求められた。次回は8月27日(月)10時30分弁論準備。

市バス運転士山田事件—基金支部審査会

(パワハラで自死、基金審査会で審査中)

6月15日、基金支部長に、任期途中に「事案」を抱えた委員の突然の辞任について抗議、基金支部審査会に対し、審理終盤の辞任は遺憾。十分引き継ぎを行い迅速に裁決するよう、強く求めた。新しい審査会は6月25日行われた。

書を提出準備の過程で、毎日の営業記録(出勤、出先、自動車の運行記録など)が1年前以前の分しかなく、亡くなる日からちょうど1年分がないことが判明。情報公開窓口に確認をしたら「資料の全ては公開した」とのこと、判定に関わる重要な資料の調査がなされていないことを問題視。

たち両親が援助に行かなかったら娘はどうなっていたかわかりません。

しかし、愛知に戻ってきても中々健康で文化的な暮らしはできません。本当に今の世の中が、まじめで働く若者に暖かいものになりますよう祈っております。

草々

(署名155筆に添えられた手紙を紹介します)

現代型建物のセキュリティー問題について



名古屋南部法律事務所
弁護士 岡村晴美

オフィスビルから閉め出された

ある日、最後のひとりで事務所に残っていたところ、最後からふたりめが、最終退出のボタンを押して帰ってしまい、そうとは知らずに、気分転換に歯磨きでもしようと洗面に向かったところ、執務スペースの扉がロックされてしまい閉め出されてしまいました。

廊下においても問題は解決しないので1階におりたところ、エレベーターからも閉め出されてしまい、やむをえず外に出ました。セコムは、私のことを異常侵入者と認識したようで、警告音が鳴っていました。

わたしは不審人物か

財布もないし、携帯もないし、スリッパだし、歯ブラシだけは持っている…、という奇妙な風体で徒歩 10 分のセコムの入っているビルまで歩いていきました。歩き始めると、それまで降っていなかった雨が突然降り始めました。めげずに頑張って歩き、セコムの入っているビルに着いたものの、セコムの入っているビルも玄関に鍵がかかっており入れません。

近くのコンビニ店に助けを求めましたが、完全に不審人物扱いで冷遇され、「二度と行くもんか!」と理不尽な逆恨みをしながら、金山駅に行くと、ちょうどシャッターが閉まるころでした。閉まりかけのシャッターの下から駅員さんが身体を折り曲げながら顔を出して、「すぐそこの交番に行くといいよ」と教えてくれました。

警察のお世話に

交番からセコムに連絡をとってもらったと

ころ、すでにセコムはかけつけているというので喜びのあまりスリッパで激走して戻ってきました。戻ってくると、セコムの車もパトカーもいましたが、1階の鍵がかかっておりなすすべがありません。10分ほど待ったでしようか、偶然別のパトカーが通りかかり、上記のことを長々と説明しているとようやく2階から警察官が降りてきて開けてもらえました。

ホッと安心し、エレベーターの中で、早速事情を話そうとすると、警察官から「上についてからあらためて聞きます」と冷酷に言い放たれ、完全に不審人物とされているようでした。かくかくしかじか説明して理解してもらいました…。

皆様、職場で最後の1人となったときには、廊下に出るときもご用心。セコムカード、携帯電話、財布の三種の神器を携帯しましょう。そして、うっかり閉め出されても大丈夫。セコムは必ず来てくれます。慌てず騒がず待ちましょう…

犯人は自白、無罪放免

ところで、締め出し犯は誰だったのか…? 捜査線上には普段から帰宅の遅い、T弁護士、I弁護士、K弁護士が浮かびました。日連に出張中のI弁護士にはアリバイがあり、T弁護士は「僕かな。僕かもしれない。」と自白し始めましたが、真犯人のK弁護士が名乗り出てえん罪が晴れました。K弁護士は、深夜1人になる私の防犯のため鍵をかけて操作を誤ってしまったとのこと。故意でないといわかり無罪放免一件落着となりました。

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
6月29日～ 7月2日	東北視察	名古屋＝花巻＝遠野＝陸前高田＝釜石＝田老＝田野原＝葛巻＝名古屋
7月1日～7日	全国安全週間	
2日(月)	大迫さん打ち合わせ	14:00 事務所
	脱原発座談会	18:30 事務所
3日(火)	鳴海裁判	11:30 名古屋地裁
4日(水)	原田裁判	10:00 名古屋地裁
5日(木)	21-4 理事会	18:30 労働会館 小会議室
6日(金)	梅尾裁判	11:00 名古屋地裁
	アスベスト対策愛知連絡会第5回総会	14:00 労働会館 2階会議室
7～6(土日))	第8回労働安全衛生中央学校	13:00 東京
9日(月)	21-22 事務局会議	10:00 事務所
10日(火)	大迫さん打ち合わせ	14:00 事務所
	フィリピントヨタ支援事務局会議	18:00 事務所
11日(水)	鳥居裁判 小池さん報告集発送作業 全国センター理事会	11:00 名古屋地裁 13:30 事務所 11:00 東京
13日(金)	倉田裁判(最高裁要請)	8:30 東京
14日(土)	100万署名全国実行委員会	東京
15日(日)	脱原発集会	13:00 名古屋若宮公園
16日(祝)	脱原発集会	13:00 東京代々木公園
21日(土)	争議団例会	13:30 労働会館 407会議室
	小池さんを支援する会解散総会	14:00 豊橋市民文化会館
22日(日)	愛労連定期大会	10:00 千種区役所 講堂
23日(月)	21-23 事務局会議	10:00 事務所
	ユニオン懇談会	14:00 事務所
30日(月)	西三河ネット	18:30 安城地区労
31日(火)	名駅前宣伝ユニオン	18:30 名古屋駅
8月2日(木)	未来工業(株)見学会	9:30 岐阜羽島
8月4日(土)	鳥居裁判支援する会総会	
6日(月)	21-24 事務局会議	10:00 事務所
11日(水)	100万署名東三河実行委員会	14:00 豊橋市職員会館
21日(火)	吉田裁判	11:00 名古屋地裁
22日(月)	手塚裁判	16:00 名古屋地裁
25日(土)	愛知健康センター 第22期総会	13:30 労働会館 2階会議室
27日(月)	原田裁判	11:30 名古屋地裁
31日(金)	倉田別弁護士会議	名古屋第一法律事務所
	手塚・鳴海裁判弁護士会議	18:00 南部法律事務所